

# ひまわり 向日葵

第252号

平成29年8月号

公益社団法人  
東村山法人会  
会報誌

日本のチロル・・・下栗の里 写真：所沢市 三宅正人さん 提供

## 主な 内容

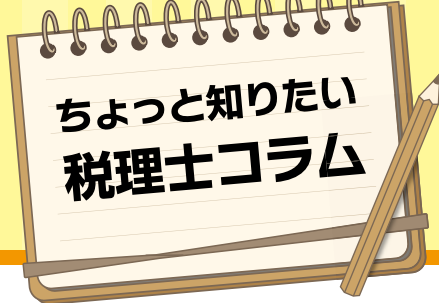
- |                                                                             |     |                                    |    |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------|----|
| ちょっと知りたい税理士コラム……………                                                         | 2-3 | 会社紹介……………                          | 11 |
| 着任のごあいさつ／法人課税部門幹部職員等名簿…                                                     | 4-5 | 厚生親睦ゴルフ大会チャリティ実施報告／                |    |
| 本部研修会実施報告／青年部会経営講演会実施報告…                                                    | 6   | 立川都税事務所からお知らせ……………                 | 12 |
| 租税・科学教室のご案内／グラウンド・ゴルフ大会のご案内／清瀬市民まつり法人会ブース出展のご案内／女性部会研修会実施報告…                | 7   | 法人会入会案内／新入会員紹介コーナー……………            | 13 |
| 教えて税理士さん!／決算書作成講座 & 法人税申告書等の書き方講座のご案内／eTAX・eLTAX講習会のご案内／中小企業会計啓発普及セミナーのご案内… | 8   | 会統一会員増強デーと会員増強期間／国内研修全国大会のご案内…………… | 14 |
| 地域の名所／地域のイベント情報……………                                                        | 9   | 人人……………                            | 15 |
| 社労士column……………                                                              | 10  | 通常総会実施報告……………                      | 16 |
|                                                                             |     | 表彰式・交流会実施報告……………                   | 17 |
|                                                                             |     | 厚生親睦ゴルフ大会チャリティ実施報告／ブロック活動等実施報告…    | 18 |
|                                                                             |     | 法人会行事のご案内／福利厚生制度マイスターの紹介…          | 19 |
|                                                                             |     | recipe／広報委員長就任挨拶等……………             | 20 |



公益社団法人 東村山法人会

[www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp](http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp)





# 税金還付の注意点

今回は税金の還付、税額控除の**注意点**のお話です。条件が揃うと税金が戻ったり減額されます。知らないと損をしますね。

## 1、マス夫さんの住宅ローン

住宅取得の際にローン控除で税金還付のお話はポピュラーな内容です。最近ではローンがなくても税額控除、還付される場合もあります(条件あり)。**注意点**としては、最近多い「マス夫さん」タイプの住宅ローンの場合です。気を付けないと損をします。住宅ローンが2000万ほどで10年間の還付額は約150万弱ほどです。これが還付されないと寂しいです。

一昨年のお客様の申告、鈴木さん、35歳、サラリーマンです。妻の実家の一戸建ての増築をして2世帯住宅で住むことにしました。増築費用は2000万程です。妻の実家の土地建物は義理のお父さん62歳が所有者です。建物は築40年経過です。鈴木さんは子供も生まれてアパートが手狭になり不動産購入を検討しました。予算、勤務先、場所等を考慮してローンを組んで妻の実家に増築することにしました。**注意点**は単純に鈴木さんの名義で増築の契約をして、増築後に建物の登記をしたらローン控除は受けられない場合が多いです。建物は義理の父名義ですので、他人の建物を増築してもダメなんです。事前に、建物の一部を義理のお父様から鈴木さんに贈与か売買で名義変更が必要です。「自分の建物に自分で増築」でないとローン控除は受けられません。

## 2、セルフメディケーション

医療費控除が改正となりました。平成29年1月より一定の市販薬が年間で12,000円を超える場合は、その超える部分の金額を控除できる制度です(最高8万8千円)。セルフメディケーション税制と言います。健康の保持増進など一定の取り組みを行っているなどの条件が有ります(人間ドック、予防接種、健康診断等)。一定の市販薬等はパッケージに該当の対象である旨のマークがついています。風邪薬から貼付薬まで様々です。手続きは医療費の領収書と検診などの領収書等を確定申告書に添付する等が必要です。年間10万以下の医療費でも控除を受けられる可能性があります。**注意点**は、従来の医療費控除との併用はできません。どちらかの選択になります。従来

の医療費控除の計算とセルフメディケーション税制と両方の計算をして比較検討が必要な場合があります。

## 3、ふるさと納税も課税される!?

昨年、「ふるさと納税」の件でスポーツ関係の会社の役員等、複数の方からご質問を戴きました。「多額な『ふるさと納税』をして特産品の食品で生活したい。上限に関係なく税金はかからないのですか?」とのこと。事例が少ない内容ですが、国税庁の照会事例もお調べして「目安で100万円が上限です。」とお答えしました。ご説明の条件は以下の内容です(概算計算)。

- ①ふるさと納税の特産品は一時所得になります。
- ②所得税基本通達では小売販売価額の60%相当額が評価額
- ③50万の一時所得の特別控除があります。
- ④100万円寄附して100万円～50万円相当の特産品がある場合。

特産品には正確な金額は表示されていません。特産品の評価が難しい等の理由で、現時点では複数の計算が考えられます。

- ・特産品の価額、約100万×50%(60%)=50万ー特別控除50万=0円です。(通達の60%評価を約半分とした場合)
- ・別の計算では、特産品が半分の還元率で100万の寄附は50万の特産品だと想定した場合(評価額は寄附金と同額)。

計算は100万の還元率50%=50万ー特別控除50万=0円

**注意点**は、いずれの解釈でも年間100万(目安)を超えた寄附の場合は、税金が発生する可能性があります。寄附金の控除は年収により限度額があります。控除の限度額の範囲内で寄附をされる事が基本だと思います。(※他に一時所得がある場合、還元率3割の場合は別途計算。)

## 4、高額の配当還付は考えもの

市役所の無料相談でのお話。おばあ様(76歳)は多額の株式を所有しています。年間の配当は80万。お友達から聞いた話で「株の配当の源泉税を申告してお金が戻ってきた」との事。おばあ様もすぐに還付申告がしたいとお話でした。試算すると確かに所得税10万ほどが還付になります。しかし、デメリットとして。



- ①健康保険料が8万程増加
- ②夫(77歳)の配偶者控除から抜けることになり夫の税金等が6万ほど増加
- ③夫の年金から配偶者加算の減額の可能性の検討
- ④夫婦が病院に行く際に1割負担が3割負担になる可能性の検討
- ⑤市役所からの様々な補助金、助成金の取りやめの可能性の検討

とのお話をしましたら「色々調べ直してから慎重に申告します」と言われ帰られました。

配当控除は医療費控除とは性格が違います。

**注意点**は配当控除の申告をすると所得が増加します。おばあ様は80万の所得が増加するところでした。申告してしまったら後日の訂正はできません。少額の配当還付では健康保険料等の増加も微増ですが、高額な配当還付は様々な比較検討が必要です。

## 5、不動産の譲渡

毎年、土地建物の売買(譲渡)の申告を年4件ほど行います。その中で15件に1件ほどの割合で、昔に購入した際の「売買契約書」を紛失している方がいます。状況によりますが、土地の売却価格3000万で購入時の価格3000万であれば税金0円です。しかし、購入時の契約書、銀行の借入書類、通帳等を紛失している場合の税金は570万ほど(税率20%の場合)。もったいないですね。私は上記の状況でも過去2件ほど「別の資料」を税務署に提出、承認を戴いて税金の還付となりました。1件目の昭島市のおばあ様は自分の通帳に600万程の還付金の入金にビックリされて、お電話の声は震えていました。「別の資料」の内容は紙面の関係で割愛しますが、**注意点**は購入時の「売買契約書」は紛失しないようにすることです。対策として何枚かコピーをして複数の場所に保管。家族が携帯で写真データを保存。とかが考えられます。購入時の売買契約書は「金券」と言ってもよいと思います。宝くじを買うよりも丁寧に契約書を整理する方が得です。(購入時の不動産の価格が少額の場合は対象外)。

## 6、空き家3000万控除

実家の空き家の売買で「3000万控除」を受けると税率20%の場合に最大600万の税金が減り

ます。**注意点**として控除の対象は「母屋」だけです。庭の駐車場、納屋のスペース等の範囲は対象になりません。

## 7、固定資産税の非課税申請

2年前の相続申告の際に固定資産税の非課税申請も行いました。44坪程の戸建ての1筆のご自宅です。土地は間口、奥行とも12m。正方形です。ご自宅にお伺いして確認しました。南側の2m幅の7坪は公衆用道路でした。固定資産税の納付書を見ると44坪全体に課税されています。分筆していれば7坪は非課税でした。早速、市役所に足を運び相談して「固定資産非課税申告書」を取得。分筆していなくても公衆用道路が区分できる測量図等を添付して申請。次の年より固定資産税が3万程安くなります。逆に今までの40年間で3万円高かったことになります。120万ほどです。**注意点**は「道路」は非課税の可能性があります。よくご自宅の状況を確認しましょう。

## 8、会社等の税額控除

会社、個人事業においても様々な税額控除の制度があります。機械装置、工具、ソフト、建物等を取得した場合は「生産性向上設備税制」「経営改善設備税制」等。給与の増額、社員の増員で「所得拡大税制等」等。条件が合えば税額控除が受けられます。また、助成金も受けられる場合もあります。**注意点**は証明書の発行が必要な税額控除があります。早めに証明書の発行が可能かどうかの確認が必要です。

\*事例に関しては、個人が特定されないように表現は配慮しています。参考資料は国税庁ホームページ。

## 結論

市役所、税務署の職員を装う詐欺事件が多くなりました。今回は税金還付のお話をさせていただきましたが、還付の手続きで直接に銀行のATMに行くことはありません。**注意点**は、おかしいと思ったら家族の方、銀行員に確認しましょう。(法令は平成29年8月現在)

■事務所 能勢税務会計事務所  
小平市学園西町2-18-29  
■TEL 042-343-7271

# 着任のごあいさつ

東村山税務署長 鈴木 芳 典



公益社団法人東村山法人会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げますとともに、平素から税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解と格別のご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

この度の人事異動により、東村山税務署長を拝命し、東京国税局調査第一部調査開発課から転任してまいりました鈴木でございます。前任の高須署長同様、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

さて、貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、各種研修会やセミナーの開催をはじめ、児童を対象とした多摩六都科学館での租税科学教室の開催、管内の小学校で行われる租税教室への講師派遣のほか、各市で行われる市民まつり・産業まつりでの税金クイズの実施など、地域企業・地域社会の健全な発展と納税道義の高揚に資する活動や取組を大変活発に展開されています。

皆様が行われているこれらの活動や取組は、税務行政の円滑な運営に欠くことのできない、大きな役割を果たすものと認識しており、こうした皆様の活動や取組に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

ところで、消費税の軽減税率制度につきましては、昨年11月の税制改正により、平成31年10月から実施することとされました。

軽減税率制度の下では、取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理といった対応が必要となり、また、複数税率対応レジの導入や、受注・発注システムの改修などの準備が必要となる可能性がございます。

制度の円滑な実施に向けまして、関係省庁が連携して取組を推進していくこととなっており、国税当局としましても、制度の広報・周知などに取り組んでまいり所存です。

皆様におかれましても、ご自身の準備を進めていただくほか、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、制度の広報・周知などにご協力いただきますよう、改めてよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人東村山法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご発展を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



# 本部研修会実施報告

平成29年5月31日(水)16時30分よりパレスホテル立川において平成29年度本部研修会が開催されました。獨協大学経済学部教授の森永卓郎氏を講師にお招きし、「今 何が起きているのか？ 世界経済と日本経済」と題してご講演いただきました。

以下に講演内容の要点を紹介します。

## 【講演内容】

- 日本経済は平成24年12月が景気の底打ちであった。その時、日経平均株価は8,600円台、1ドル79円ととてつもない円高が襲いとりわけ、製造業が赤字に転落した。競争の激しい家電業界も創業以来の赤字に転落し工場を海外に移転していった。
- アベノミクスは平成24年12月に誕生したが、その三本の矢は①金融緩和②財政出動③成長戦略、中でも一番効果を発揮したのが金融緩和である。リーマンショック発生後、世界デフレから脱却するために各国は通貨をたくさん増やし物価を上げデフレが止まるように努めたが、日本だけは通貨を増やさなかった。そのため世界中にドル、ポンド、ユーロが溢れたが、円だけが無かったため円高となった。
- 平成27年度は再び力強い経済成長に向かった。実質賃金のプラスと年金がプラス0.9%支給となる一方で原油が暴落し、あらゆる物価が下がった。しかし、格差は止むを得ず、一部の富裕層と企業がパイの大部分を独占していた。株価も上がり労働市場も良好になったが、庶民や中小企業にお金が回っていないので真に力強い経済成長にならなかった。



研修会場

■現在の借金は1,370兆円。ところが日本政府の資産(米国債や土地資産など)は930兆円。また、日本銀行が国債を買った時点で政府の借金が消える(通貨発行益)は440兆円。つまり日本には1円も借金はない。

■安倍総理のこれからの戦略として、憲法改正を成し遂げるであろう。その為には、高い支持率を維持することが重要であり、この為アツと言わせる政策を出すかもしれない。ズバリ…(秘策の為、文書化はできません。)



講師 森永 卓郎氏

# 青年部会経営講演会実施報告

平成29年7月4日(火)に東久留米市成美教育文化会館グリーンホールにて元プロ野球選手(元、読売巨人軍、現、侍ジャパンU12監督)仁志敏久さんを講師にお招きし、『野球から学ぶ リーダーシップ』と題した講演をいただきました。当日は台風の影響が懸念されましたが大勢の方々にお越しいただきました。部下や選手などにやってはいけないこととして「3ない」押し付けない!・決めつけない!・怒鳴りつけない!との話には、「なるほどなあ〜」と考えさせられる部分でした。スポーツや仕事や日常生活に於いて、我々もそう言ったことも意識して今後の人生に役立てようと思いました。



講演会場



講師 仁志 敏久氏

記 副部会長 長谷山 大輔

## ご案内

### 第6回 租税・科学教室

# ぜいきんとプラネタリウム

【主催】東村山法人会(税制・社会貢献委員会、青年部会)

【日 時】平成29年9月9日(土)  
午前の部 10:00～13:55(受付9:30～)  
午後の部 13:00～16:35(受付12:30～)

【内 容】1. 租税教室 税金についてのおはなし **プレゼントもあるよ!**  
2. 大型映像とプラネタリウム

**世界最大級のドームスクリーンで見る大迫力の映像**

【お問合せ】東村山法人会事務局 ☎042-394-7654  
詳しくは東村山法人会のホームページをご覧ください。

東村山法人会 検索

多摩六都科学館  
親子で計**200名**  
**無料**で招待!

## ご案内

# グラウンド・ゴルフ大会のご案内

**明るく 楽しく 元気に**

【主催】公益社団法人東村山法人会  
【協力】西東京市グラウンド・ゴルフ協会

【日 時】平成29年10月13日(金) 受付9時～、開会式9時30分～、  
競技開始9時40分～、表彰・閉会式13時～(予定) 雨天中止

【場 所】西東京市向台運動場(西東京市向台町5-4)

【参加費】会員無料 一般500円 【定 員】100名(先着順)

※詳細は同封の  
チラシを  
ご覧下さい。



## ご案内

# きよせ市民まつり 法人会ブース出展のご案内

東村山法人会の社会貢献事業として今年も清瀬で開催される市民まつりに法人会ブースを出展します。市民の皆様は税について少しでも知ってもらうように働きかけるとともに法人会のPRを行います。  
**税金クイズに答えて頂いた方に鉢花等をプレゼント**しますので是非お立ち寄りください。

【日 時】

10月15日(日) 清瀬 けやき通り

【場 所】



昨年の法人会ブース



## 報告

# 女性部会研修会実施報告

## 「サマーフラワーアレンジメント」

～涼しげなグリーン～

女性部会主催第2回研修会が7月19日(水)に法人会館にて開催され、41名の方にご参加いただきました。

今回は、(株)東京有機の杉田佳子先生にお越しいただき、「涼しげなグリーン」をテーマに寄せ植えを楽しみました。

用意された花材は、スパティフィラム、アンスリウム、カラジウム等。優しく、丁寧に説明していただき、和気あいあいと研修会は進んでいきました。最後に、水やり、肥料の与え方のコツも教えていただき、研修会後の茶話会も含めとても有意義な研修会でした。



杉田佳子先生



研修状況



## 教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。

また、税に関する質問を受け付けています。詳しくは本誌20ページをご覧ください。



### 質問

セルフメディケーション税制が始まったと聞きましたが、どのようなものですか?

(西東京市 H.K.)

### 回答

医師の処方箋がなくても薬局やドラッグストアで直接購入できるOTC医薬品のうち、医療用から一般用に切り替わったものをスイッチOTC医薬品といいます。そして、このスイッチOTC医薬品を購入した時に、購入費用の一部について所得控除できる制度、セルフメディケーション税制が今年から始まりました。

この税制は、①利用期間、②利用対象者、③対象となる市販薬の種類、④控除額について次のように定められています。

まず①利用期間は平成29年1月1日から5年間です。②利用対象者は普段から健康診断や人間ドック、インフルエンザなどの予防接種等を受診して病気の予防や健康増進に取り組んでいる人です。③対象となる市販薬の種類は、スイッチOTC医薬品と呼ばれているもので、具体的な対象商品については厚生労働省のHPに掲載されています。④控除額は、自分や家族(生計を一にする者)が購入したスイッチOTC医薬品の合計額が1万2千円を超えた額について所得控除の対象となります(上限8万8千円)。

なお、この税制を受けるためには確定申告をする必要がありますが、あくまで「医療費控除の特例」という位置付けであることから従来の医療費控除と併用することが出来ない点にご注意下さい。そのため、医療費の領収書だけでなく、スイッチOTC医薬品や健康診断等の領収書についても保管して、より有利な方を選択適用できるように今のうちから準備しておきましょう。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 木村公認会計士 税理士事務所  
公認会計士 税理士 木村 智宏

## ご案内

### 決算書作成講座&法人税申告書等の書き方講座のご案内

決算書作成講座は仕訳から決算書作成までの手順を、法人税申告書等の書き方講座は決算書から申告書への書き方を学習します。どちらの講座も簿記3級程度の基礎知識がある方へお勧めします。

#### 決算書作成講座(全5回)

開講日 平成29年10月6日(金)17時~19時30分

受講料 正会員3,500円(テキスト代) 賛助会員4,000円 非会員6,000円

#### 法人税申告書等の書き方講座(全5回)

開講日 平成29年11月10日(金)17時~19時30分

受講料 正会員3,500円(テキスト代) 賛助会員4,000円 非会員6,000円

(ただし、決算書作成講座から引き続き受講する正会員と賛助会員は無料、非会員は2,000円)

講師 東京税理士会東村山支部 税理士 石川 正夫



## ご案内

### e-Tax・eLTAX講習会のご案内 インターネットですくすく申告!

無料

e-Tax(イータックス)は自宅や事務所から国税の申請・申告・届出ができる便利なサービスです。eLTAX(エルタックス)は地方税をインターネットで申告手続きできるシステムです。

この講習会では法人税と地方税の電子申告を同時に学ぶことができます。

日時:平成29年9月15日(金)

第1部 e-Tax講習会 13時30分~15時00分

講師:立川都税事務所担当官、東村山税務署担当官 第2部 eLTAX講習会 15時10分~16時10分

## ご案内

### 中小企業会計啓発・普及セミナーのご案内 企業の継続的发展を目指す会計!

無料

本セミナーは、中小企業の皆様が「中小会計要領」に則った決算書を作成する事の意義、財務情報の経営活動への活用方法等について理解を深めることにより、自社の経営状況を把握し、金融機関、取引先等からの資金調達力の強化、受注拡大へのきっかけをつかんでいただくことを目的としています。

日時:平成29年9月22日(金) 基本編13時~15時 応用編15時30分~17時30分

講師:税理士、中小企業診断士 中原 海平

上記セミナーは東村山法人会館で開催します。どなたでも参加できます!  
参加ご希望の方は東村山法人会にお電話ください。☎042-394-7654



東村山市指定・有形民俗文化財  
新・四国石仏  
指定 昭和55年3月

東村山市指定・天然記念物  
梅岩寺のカヤ  
指定 昭和44年3月1日



都天然記念物  
梅岩寺のケヤキ  
指定 昭和40年3月31日

慶安4年（一六五一年）曹洞宗芳林山梅岩寺として開山。  
新・四国石仏、この石は文政7年（一八二四年）に久米川村の榎本権兵衛らが建立し奉納したものであり、現今、完全に八十八体として残されているものはこの近隣になく、信仰のうえからも価値があります。  
東村山市指定・有形民俗文化財指定昭和55年3月。  
梅岩寺のケヤキ、目通り幹囲7.1メートル。幹は地上3メートルあたりから数本の太枝に分かれています。樹勢なお旺盛で、都内にあるケヤキのうち有数の巨樹であり、特に樹高が秀でています。東京都天然記念物指定昭和40年3月31日。  
梅岩寺のカヤ、都内でも有数のカヤの太木で、目通り幹囲約5メートル。高さ約30メートル。樹齢はおおむね600年です。東村山市指定・天然記念物指定昭和44年3月1日。【所在地】東村山市久米川町五二四一六

## 曹洞宗芳林山梅岩寺

## 地域の名所

## 地域のイベント情報

### 東村山

### 夏のこわ〜いおはなし会

- 【日 時】 8月23日(水) 午後3時〜4時  
【場 所】 萩山図書館  
(東村山市萩山町2-13-1)  
申込不要  
【問合せ】 萩山図書館  
【対 象】 幼児〜小学生、先着70名  
【共 催】 がらくた文庫

大人気！夏のお楽しみ。  
少しこわいけど、  
楽しいおはなし会へ  
来てください。



### 清瀬

### 清瀬ひまわりフェスティバル

約2万4千平方メートルの広大な農地に、約10万本のひまわりが大きな花を咲かせる、清瀬の一大イベントです。開催期間中は、近隣の農地で採れた新鮮な野菜の直売やひまわりの切り花、清瀬の特産品やかき氷などの販売も行います。都内最大級のひまわり畑に、ぜひお越しください。

- 【日 時】 8月19日(土)〜9月3日(日)  
午前9時〜午後4時  
【場 所】 下清戸三丁目85-1 他の農地  
(石井ファーム・小寺ファームなど)

※駐車場はコミュニティプラザひまわり  
(下清戸1-212-4・会場まで徒歩  
約6分)。台数には限りがあります。  
※会場の畑は、個人の私有地のため、開  
催期間以外立ち入り禁止です。

【問合せ】 清瀬市産業振興課 ☎042-492-5111



この改正のポイントは以下になります。いささか刺激的表現になりますが、

1. 強姦罪の罪名を「強制性交等罪」に変更し、膣内性交のみならず、強制わいせつ罪で処罰されていた肛門や口腔内への陰茎挿入も合わせて「性交等」とし、強制性交等罪で処罰します。男女とも被害者となり得ます。
2. 暴行・脅迫なく、飲酒・薬物等の影響で心神喪失・抵抗不能の状態にある者に対する性交等は準強制性交等罪で処罰します。
3. 懲役刑下限について、強姦罪の懲役3年、同致死傷罪の5年を強制性交等罪を懲役5年、同致死傷罪を6年にそれぞれ引き上げました。
4. 非親告罪化＝告訴がなくても起訴可能とし、既に告訴が取り消されている事件などを除き、この非親告罪化は原則として改正法施行前の犯罪にも遡って適用します。
5. 18歳未満の者に対し、親など監護者がその影響力に乗じて性交等やわいせつ行為に及んだ場合、暴行・脅迫なくとも処罰する「監護者性交等罪」と「監護者わいせつ罪」を創設しました。刑罰は強制性交等罪や強制わいせつ罪と同じになります。
6. 1～4に伴い、集団による強姦罪などを廃止して強制性交等罪などに一本化しました。
7. 同一の被害者に対し、強姦後強盗に及んだ場合と強盗後強姦に及んだ場合では、前者の方が刑罰は軽かったが、先後関係による差をなくし、「強盗・強制性交等罪」として一本化しました。

法改正後も、性犯罪については、被害者へのダメージ軽減＝セカンドレイプの防止すなわち取調べや裁判への対応によって被害者とその心身に更なるダメージを受けない配慮、時効撤廃見送り、裁判員裁判の対象外等々、まだまだ課題は山積しておりますが、慎重で広範囲に及ぶ国民的議論が必要であると感じます。

合わせて、職場でのセクシュアルハラスメントが性犯罪につながりかねず、その予防対策は事業主と従業員が一体となって推進すべきであります。

## 筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2017年8月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)  
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)＝AFAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業  
■昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任  
■保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)  
■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格ー特定社労士資格取得  
■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズA  
■TEL 090-1738-7991  
■e-FAX 03-4496-5373  
■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp  
■HP http://www.just.st/7162591





# 株式会社 セイケンテック

屋根と外装の専門店

株式会社セイケンテックは平成25年に親会社である清水建材工業から外装工事部門を分割、設立し清瀬市中清戸にて営業を始めました。屋根・雨とい・サイディング・太陽光発電を扱う外装工事と資材販売を業務としております。創業は昭和26年、私の祖父が清水建材工業株式会社を設立し武蔵野市にてセメント瓦の製造販売を始めました。昭和35年に東久留米市に工場が建設され、昭和46年生まれの私は併設された事務所兼自宅で幼少から高校まで2代目の父が働く姿を間近に見て過ごしました。そんな環境でしたのでなんとなく自分が後を継ぐことになるのだらうと思っていました。そして社会人として神戸の外装工事会社でお世話になり、翌年、阪神淡路大震災を経験し多くの屋根修理を担当しました。その後、清水建材工業に戻り屋根工事部門を徐々に強化し、年々減っていく瓦の製造を補えるようになりました。板金工事やサイディング工事にも取り組み、外装工事全般を責任施工できる体制を作り現在に至っております。

セイケンテックとなっても多くの取引先に恵まれ屋根工事では瓦、コロニアル、金属屋根材、折板屋根等の種類の屋根材を取扱い、新築、リフォームを問わず日々施工しております。作業にあたるスタッフには「丁寧な仕事をする事」「材料を大切に扱う事」「整理整頓に努める事」を指導するとともに、安全や現場マナーについての教育にも力を入れております。各現場担当者が誠実に対応してきた積み重ねが、取引先との信頼関係に繋がっていると考えております。



社員



昭和30年代瓦工場



社屋

今後は専門工事店として地元の皆様から修理やリフォーム時にご指名いただける会社になれるよう社員一丸となって頑張りたいと思います。



〈施工前〉



〈施工後〉



代表取締役 清水 仁

## 株式会社 セイケンテック

- 代表取締役 清水 仁
- 所在地 清瀬市中清戸5-46-1
- TEL 042-494-7710
- ホームページ <http://www.roof-pv.com/>



# 厚生親睦ゴルフ大会チャリティ実施報告

6月8日(木)に開催した厚生親睦ゴルフ大会でのチャリティ募金を、東村山法人会管内の5市(東村山市・小平市・西東京市・東久留米市・清瀬市)にある各市社会福祉協議会に組織・厚生委員により寄付致しました。各市社会福祉協議会の会報誌にも掲載されますが、寄付の様子を写真でご紹介します。



東村山市社会福祉協議会  
三馬副委員長 (会長) 中澤委員



小平市社会福祉協議会  
長谷委員 井上委員長 (会長)



西東京市社会福祉協議会  
鳥塚委員 (会長)



東久留米市社会福祉協議会  
(会長) 寺村委員 笠原委員 小野委員



清瀬市社会福祉協議会  
松村委員 萩原委員 (会長)

## 立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

**都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます**

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます(自動車税に関する納税証明書(下表項番2、5)は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。)。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本(領収印のあるもの)②申告書の控え※(受付印のあるもの)の両方を、都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)等の窓口までお持ちください。

※②は、法人事業税、地方法人特別税、法人住民税等申告税目の場合に限りです。

(注)都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

| 項番 | 証明の種類                 | 申請先事務所                                 |
|----|-----------------------|----------------------------------------|
| 1  | 納税証明(一般用)<br>(自動車税以外) | 全都税事務所、都税支所、支庁                         |
| 2  | 納税証明(一般用)<br>(自動車税)   | 全都税事務所、都税支所、支庁、<br>都税総合事務センター及び自動車税事務所 |
| 3  | 滞納処分を受けたことのないことの証明    | 全都税事務所、都税支所、支庁                         |
| 4  | 酒類製造販売の免許申請のための証明     | 全都税事務所、都税支所、支庁                         |
| 5  | 自動車税納税証明<br>(継続検査等用)  | 全都税事務所、都税支所、支庁、<br>都税総合事務センター及び自動車税事務所 |

【お問い合わせ先】 立川都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)042-523-3181  
府中都税支所 042-364-2288 小平都税支所 042-464-0070

# 法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654



## 新入会員紹介コーナー



(株)コムウェルと申します。どうぞよろしくお願い致します。

弊社は冠婚葬祭業の会社として、杉並区に本社があり都内に7ヶ所の直営斎場を持っております。この度東大和市駅の近くにエニエンス会館という葬儀場がオープン致しました。また、法人会の管轄下では他に小平霊園付近青梅街道沿いの小平斎場と、西武柳沢駅付近の西東京斎場がございます。「故人に寄り添う気持ちを大切に」をモットーに45年地域の皆様のお手伝いをさせていただいております。今回弊社と法人会との提携契約が完了したため会員の皆様には特別割引が適用されますのでぜひお気軽にご相談下さいませ。



- 法人名 (株)コムウェル
- 代表者 井町 行雄
- 住 所 小平市小川町 1-93-2
- TEL 042-313-2075
- FAX 042-313-2076
- 支 部 小平第1支部(正会員)
- H P <http://www.comwell.co.jp/>
- MAIL [mail@comwell.co.jp](mailto:mail@comwell.co.jp)

## 新入会員紹介

自平成29年5月1日～至平成29年6月30日に入会された会員

| 所属支部名 | 所在地          | 法人名    | 代表者氏名 | 業 種                      | 電話番号         |
|-------|--------------|--------|-------|--------------------------|--------------|
| 清瀬支部  | 清瀬市松山2-14-10 | (株)たち花 | 橘 貴雄  | ハウスクリーニング・<br>建築資材設計施工販売 | 042-497-9605 |



# 10月12日(木)は

## 東村山法人会の会統一 会員増強デーです！

会統一会員増強期間

10月12日(木)～11月11日(土)

会の組織基盤の強化・充実の為には、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。  
会員皆様のご協力をよろしくお願いします。

ご案内

### 国内研修・全国大会のご案内

今年度は福井で開催されます第34回法人会全国大会の参加を兼ねた国内研修を計画致しました。会員の皆様のご参加をお待ちしています。

平成29年

日程

10月5日(木)～7日(土) 2泊3日

募集人員

14名(定員になり次第、締切とさせていただきます)

研修内容

1日目 名勝・養浩館庭園、全国大会参加(福井県産業会館)  
2日目 丸岡城、妙立寺、ひがし茶屋街、兼六園  
3日目 瑞龍寺、ますのすしミュージアム

問合せ先

東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

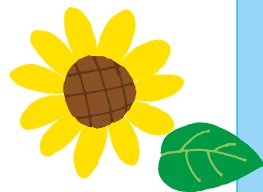
※詳細は同封のチラシをご覧ください。



ひと  
ひと

西東京第2支部 支部長

小堀 好美さん



建築設計にたずさわって47年

私は、田無駅北口駅前ロータリーの田無戦災記念碑が建っている、まさにその近辺で昭和15年10月に生まれました。

戦時中、私も家族は栃木県益子町に疎開しておりましたが、終戦後昭和23年、小学校2年生の夏に田無に帰ってきて、以来、田無の住民として今日に至っております。

父や叔父が田無駅前で建設会社を営んでおり、小さい頃はよく建設現場に遊びに行き、当時の丸太柱の足場が上がって遊んでおりました。また父の本棚にあった住宅の間取図や完成予想図(いわゆるパース)の載っている書籍を見るのが楽しく、一日中読んでいても厭きることはありませんでした。

建築設計の仕事を選んだのは、自分の周囲がそんな建築関係の環境にあった事と、中学時代の先生に「手に職を持ちなさい」、「社会に役に立つ資格を取れ」と言われていた事、そんな事が要因の一つかも知れません。

昭和40年、建築関係の大学を卒業後、当時、建築学会賞や建設業協会賞等々を受賞するなどまさに一線級の設計事務所就職しました。この事務所での体験は私にとって建築設計の基本ともなるべき、多くの勉強をさせていただいたと、今でも感謝しております。入社後、改めてデッサン学校に通わせてもらったり、建築を通してのものの見方、考え方、建築設計に対する姿勢のあり方、また多くの企画設計や実施設計の実践を通して建築設計の厳しさややりがい、喜び、感動、そんなものも存分に経験させてもらいました。

そんな事務所で育てられてきたわけですが、大きなプロジェクトになると個人の携わる場面は全体のほんの一部となってしまう全体が見られるような仕事が多くなり、幹部候補生などとおだてられてきた事務所をえて辞め、仕事の全てを担当できるような事務所に移りました。

昭和43年4月に中野に在った建築事務所に入社、自分でクライアントとの打合せに始まり、建築意匠はもとより構造、電気、機械設

備にいたる全てに目を通し、現場監理にいたる完成までの全てを経験させてもらえるようになり、ここでも大変勉強になりました。

この間、結婚をし、2年間は共働きでしたが、2年後子供が生まれ、家内が仕事を辞めたため、自分一人の給料では生活が大変厳しく、どうせ厳しいのなら独立して自分を試してみよう、何をやってでも親子三人の飯ぐらい稼いでやるとの覚悟で昭和45年12月末にその会社を退社し、昭和46年1月早々に独立、小堀建築設計事務所を設立いたしました。

独立後は多くの皆様の大変ありがたい御支援・ご理解をいただき、今日に至るまで何とかやってきております。支援をしていただいた皆様には大変感謝している次第です。その間、保谷の青年会議所や田無のロータリークラブなどにも入会させていただき、多くの皆様と面識を得ることができ、またいろいろ勉強させてもらいました。

さて当事務所は創業以来47年を経過しましたが、主な業務内容としては、戸建住宅はもとより共同住宅、インテリジェントビル、オフィスビル、店舗、教育施設、福祉施設等々、幅広い用途について、新築、増改築、リフォームといった工事種別を問わず、多様な分野の建築設計を行ってきました。さらに現在の土地の収益増加から、節税効果、相続対策、将来の安定収入まで長期的な観点から土地の有効活用の相談、提案も数々行っておりまして、最近では耐震診断の仕事も集中しております。

いずれにせよ多様な分野の建築設計を行ってきた経験で培った総合的なデザイン力をもつて、お客様にわかりやすい提案、魅力ある設計を行い、快適な住環境から街並みにふさわしい外観まで、建物内外の調和のとれた



設計、さらには街づくりに参加し、地域の活性化に貢献できるような「街並みのコーディネート」とも言える設計に努めております。当事務所は今年4月に役員改選を行い、私は代表取締役会長に、また息子を代表取締役社長に組織変えし、新たな思いをもって再出発したところです。

ここで当事務所の経営理念について申し上げます。

①自らの仕事に生きがいと高い誇りを持ち、社会に対し強い責任感を持つて仕事をしよう。  
②常に新しい技術や工法、法律、規約、そして建材等を学び、高い知識と技術の絶え間ない習得をはかる。

③人との信頼感を保持するよう努め、人々との連帯感(輪づくり)を大切にしよう。  
そういつた経営理念のもと、最終的には「人間性の向上、本物へのあくなき追求」に努めていきたいと考えております。

近江商人の「三方よし」ではありませんが、私どもの作品が少しでもお客様(建築主・クライアント)に満足感や喜びを与える事が出来、ひいてはその建物が街の活性化につながり、人々に喜んでいただけるような、豊かな環境づくりに貢献できれば、私ども建築に携わる者としてこの上ない喜びであります。それが私どもの仕事への姿勢です。

株式会社小堀建築設計事務所

代表取締役会長



# 通常総会実施報告



公益社団法人東村山法人会の第5回通常総会が平成29年5月31日(水)、パレスホテル立川において関係団体のご来賓のご参加を得て開催されました。

青年部会森津副部会長司会の下、尾林副会長による開会の辞に続いて昨年度の物故会員に対する黙とうが行われました。その後、小川会長が挨拶され「東村山法人会ならではの特性を発揮して、税に関する各種研修活動や社会貢献事業を行ってまいりましたが、これらの事業を成し遂げられてきたのも諸先輩を始め会員皆様のご理解・ご協力と東村山税務署や立川都税事務所を始めとする関係機関のご支援・ご指導の賜物であり、心よりお礼を申し上げます。なお、私事となりますが、本総会をもって会長を退任することとなっております。7期14年に亘り、皆様に格別のご芳情を賜ったことを重ねて感謝申し上げます。」と述べられました。

挨拶後、小川会長が議長となり審議を開始し、先ず平成28年度事業報告と平成29年度事業計画、平成29年度収支予算の報告が行われ、引き続き平成28年度決算と任期満了に伴う役員選任の件が審議のうえ可決、承認されました。

その後、来賓を代表して東村山税務署高須署長と東京都立川都税事務所平林所長にご祝辞を頂いただき、林副会長の閉会の辞で総会を終了致しました。



小川会長



高須東村山税務署長



平林立川都税事務所長



総会状況

## 第5回通常総会決議のご通知

第5回通常総会において、下記の通り議案が報告及び決議されましたのでご通知申し上げます。

### 報告事項

- (1)平成28年度事業報告  
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
- (2)平成29年度事業計画  
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
- (3)平成29年度収支予算  
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)  
本件は、上記の内容を報告致しました。

### 決議事項

- (1)第1号議案 平成28年度決算承認の件  
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)  
本件は、原案通り可決承認されました。
- (2)第2号議案 任期満了に伴う役員選任の件  
本件は、原案通り可決承認されました。

## 村野新会長挨拶

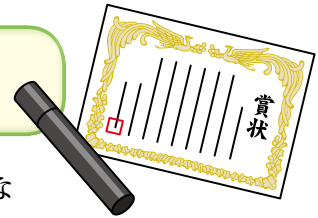


村野新会長

第5回通常総会及び理事会において第4代公益社団法人東村山法人会会長に選任されました「村野康司」です。これまで本部委員や支部長、副会長として永年、法人会に携わって参りましたが、今回会長という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いです。

法人会が行っております様々なボランティア活動を通し、更に「国民の税金に対する意識の向上」と「会員企業の経営の安定化への所轄官庁等への働きかけ」を重視したいと考えております。今後とも会員の皆様のご支援とご協力を宜しくお願い致します。

## 表彰式実施報告



通常総会終了後、平成29年度に功績のあった支部、会員への表彰が行なわれました。

最初に本部役員を退任される6名を代表して竹内西東京第2支部長(28年度職務、以下同じ)に感謝状が授与され、引き続き、会員増強功績に対する表彰が行われ、支部努力賞の3支部を代表して猪上小平第1支部長に、個人努力賞3名を代表して宇根小平第4支部へ賞状と副賞が授与されました。

次に、本部委員功労者に対する表彰の33名、支部活動功労者表彰の20名及び部会活動功労者表彰の10名を代表し、東村山第6支部金子事業研修委員へ賞状と副賞が授与され、次に福利厚生事業功績表彰として、経営者大型保障制度推進最優秀支部及びがん保険加入優秀支部を代表して豊田小平第2支部長へ賞状と副賞が授与されました。

また、保険会社推進員に対する感謝状として、大同生命保険(株)の武内文子氏と鶴田眞理子氏、及び(株)ユーアイファミリーの藤原玲子氏とファイングループ(株)の高瀬雅晴氏に賞状と副賞が授与されました。

最後に全法連と東法連表彰の伝達が行われ、全法連功労者表彰の受彰者3名と東法連功労者表彰受彰者6名及び東法連会員増強功労者表彰受彰者3名を代表して恩田清瀬支部長に賞状と副賞が伝達されました。



表彰式(会員増強功労表彰)



## 交流会実施報告

本部研修会に引き続き、隣接会場において交流会が開催されました。

まず、新たに執行役員に選出された役員の紹介が行われ、第4代会長に就任された村野会長が挨拶されました。引き続き、7期14年に渡り東村山法人会長としてご活躍して頂いた小川前会長に、村野会長から感謝状と顧問委嘱状が、続いて白石女性部会長から花束が贈呈されました。その後、青年部会遠藤部会長司会の下、高橋副会長による開会のことばに続き、来賓を代表して、渋谷清瀬市長からご祝辞を賜り、東村山税務署橋本副署長による乾杯のご発声により交流会が開始され、豪華なパーティー料理とお酒を交えつつ会員交流に華を咲かせ、白石副会長の三本締めで交流会を終了しました。



村野新会長の挨拶



花束贈呈  
小川前会長 白石部会長



橋本副署長による乾杯



交流会



# 第24回 厚生親睦チャリティゴルフ大会実施報告



平成29年6月8日(木)高坂カントリークラブにおいて第24回厚生親睦チャリティゴルフ大会が開催されました。前日に梅雨入りし天候が心配されましたが、雨に降られることもなく、男性87名、女性10名の皆さんが米山・岩殿2コースで白熱したプレーを展開しました。表彰式では受託3社(大同生命保険、AIU損害保険、アフラック)の他、セレモア、高坂CCからも豪華賞品をいただきました。男性の部では小平の藤島正喜さんが、女性の部では清瀬の間世田静代さんが見事優勝されました。

なお、集まったチャリティ募金については、管轄5市の社会福祉協議会に寄付を行ないました。(P12参照)

上位入賞者は以下の通りです。(敬称略)

## 男性

## 女性

|                                             |                                            |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <b>優勝</b> 藤島 正喜(清瀬)<br>(G81、HC10.8、N70.2)   | <b>優勝</b> 間世田 静代(清瀬)<br>(G92、HC18.0、N74.0) |
| <b>準優勝</b> 榎本 正一(西東京)<br>(G90、HC19.2、N70.8) | <b>準優勝</b> 早坂 直美(小平)<br>(G96、HC20.4、N75.6) |
| <b>3位</b> 小山 富男(東村山)<br>(G99、HC26.4、N72.6)  | <b>3位</b> 秋田 雅子(清瀬)<br>(G113、HC36.0、N77.0) |



白熱したプレー



井上組織・厚生委員長



懇親会食



男性の部 優勝者 藤島さん



女性の部 優勝者 間世田さん

## 東村山ブロック 日帰り研修会実施報告

東村山ブロックでは6月18日(日)に恒例のブロック日帰り研修会を実施しました。当日は天候にも恵まれ34名という大勢の方にご参加いただきました。

今回は山梨県南アルプス市を訪れて旬のさくらんぼ狩りを楽しみました。園内には数種類のさくらんぼがあり、参加者の方々はそれぞれの好みのさくらんぼを探するなど、思い思いにさくらんぼ狩りを楽しみました。



その後、食事処で山梨の郷土料理を食べながら各会員同士の懇親を深めました。また季節野菜の詰め放題体験も実施し、皆真剣に袋いっぱい夏野菜を詰めていました。バス車内も含め、終始和やかな雰囲気で行った研修会を実施できたと実感しております。

最後に今回の研修会実施に際し、御協力いただきました方々に深く御礼申し上げます。

記 東村山ブロック 事業研修委員 中野 陽介

## 生活習慣病健診実施報告

7月上旬から中旬にかけて平成29年度第1回目の一般財団法人全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が、東大和市民会館ハミングホール、田無タワー、東久留米スポーツセンターで行われました。本健診は法人会員である経営者とその従業員、ご家族の皆様のための福利厚生事業であり割引価格で行えます。検査は健診項目によって4コースから選べ、オプション検査も追加できます。次回は2月に予定しています。是非ご利用下さい。(P14参照)



健診会場

# 法人会行事のご案内

平成 29 年 7 月 25 日現在

| 月日(曜日)  | 時 間   | 説明会・研修会・会議等     | 場 所     | 月日(曜日)   | 時 間   | 説明会・研修会・会議等     | 場 所       |
|---------|-------|-----------------|---------|----------|-------|-----------------|-----------|
| 9. 1(金) | 16:00 | 第3回広報委員会        | 法 人 会 館 | 9.26(火)  | 15:00 | 働き方改革セミナー       | 法 人 会 館   |
| 9. 5(火) | 13:30 | 決算法人説明会         | "       | 9.27(水)  | 13:30 | 新設法人説明会         | "         |
| "       | 15:30 | 第3回組織・厚生委員会     | "       | 10. 3(火) | 13:30 | 決算法人説明会         | "         |
| 9. 6(水) | 13:00 | 労務経営相談会         | "       | 10. 4(水) | 15:00 | 働き方改革セミナー       | "         |
| 9. 9(土) | 10:00 | 租税・科学教室         | 多摩六都科学館 | 10.5~7   |       | 法人会全国大会参加及び国内研修 | 福 井 市 他   |
| 9.12(火) | 14:00 | 個別融資相談会         | 法 人 会 館 | 10. 6(金) | 17:00 | 決算書作成講座(開講日)    | 法 人 会 館   |
| "       | 15:00 | 第5回税務教室         | "       | 10.10(火) | 14:00 | 個別融資相談会         | "         |
| "       | 16:00 | 第3回総務委員会        | "       | 10.11(水) | 13:00 | 労務経営相談会         | "         |
| 9.14(木) | 15:30 | 第2回理事会          | "       | 10.12(木) |       | 会統一会員増強デー       |           |
| 9.15(金) | 13:30 | e-Tax・eLTAX講習会  | "       | 10.13(金) | 9:00  | グラウンド・ゴルフ大会     | 向 台 運 動 場 |
| 9.22(金) | 13:00 | 中小企業会計啓発・普及セミナー | "       | 10.15(日) |       | きよせ市民まつり        | け や き 通 り |
|         |       |                 |         | 10.24(火) | 15:00 | 第6回税務教室         | 法 人 会 館   |

## 福利厚生制度マイスターの紹介

東京法人会連合会は、福利厚生制度推進策の一環として、受託会社推進委員及び代理店担当者に対する「東法連福利厚生制度マイスター」制度を創設しており、平成28年度の推進成績が優秀であった138名の方を平成29年度マイスターに認定しました。

東村山法人会の担当としては、大同生命・AIU(大型総合保障制度)の武内文子氏・鶴田眞理子氏・小林初江氏・佐藤恵美子氏、森田朗氏、AFLAC(がん保険等)代理店藤原玲子氏(株)ユーアイファミリー)、高瀬雅晴氏(ファインブルーブ(株))の7名の方がマイスターに認定され、平成29年8月2日(水)京王プラザホテルにおいて林副会長と井上組織・厚生委員長同席のもと認定証を受けられました。

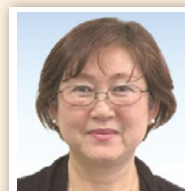
東村山法人会としては、今後マイスター認定者を厚生連絡協議会や新春賀詞交歓会等へ招待し、紹介等の場を設けて参ります。会員の皆様も福利厚生制度の充実に向け、7名のマイスターを始め福利厚生制度受託3社の推進員に相談や情報提供をいただく等、是非ご活用ください。



大同生命保険(株)  
武内 文子



大同生命保険(株)  
鶴田 眞理子



大同生命保険(株)  
小林 初江



大同生命保険(株)  
佐藤 恵美子



AIU損害保険(株)  
森田 朗



(株)ユーアイファミリー  
藤原 玲子



ファインブルーブ(株)  
高瀬 雅晴

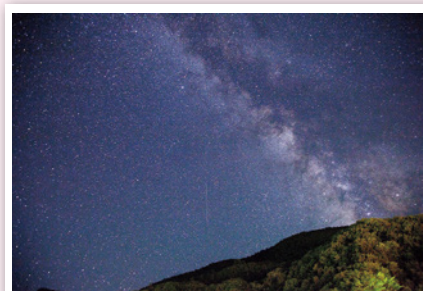


マイスター証

本誌の表紙にご応募頂いた方のお写真をご紹介します。



皆様振るってご応募ください。



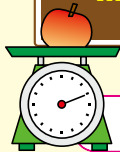
所沢市  
三宅 正人さん



# Recipe 簡単グリルで焼きナス

Instructor

東久留米第1支部  
野島 貞夫さん



## つくりかた

- 1 茄子を半分に切って、ガスの魚グリルに並んで、片面7分を焼き、ひっくり返して片面5分を焼きます。
- 2 焼けた茄子の皮を剥いて皿に並びます。
- 3 ポールにおろし生姜、おろしにんにく、醤油、酢、砂糖、胡麻油をよく混ぜたら、茄子の上にかけて完成です。  
このままおいしいですが、冷蔵庫で一時間冷やしたらもっと美味しくなります。



材料  
2人分

中茄子……………3個

おろし生姜

おろしにんにく

〈調味料〉

塩コショウ、味の素、

醤油、酢、砂糖、

胡麻油



広報委員長  
就任挨拶



この度、広報委員長となりました西澤聡です。これまで総務委員長、事業研修委員長、税制・社会貢献委員長や清瀬副支部長として、法人会に関わって参りましたが、今回は、広報委員長として、会員を始め地域の皆様に親しまれる会報誌を目指して、委員の方々と力を合わせたいと考えております。広報に関するご要望等がありましたら、気軽に連絡をいただけます様、お願い申し上げます。

## 税に関する質問募集

4月から会報誌に「教えて税理士さん！」コーナーを開設しています。(P8) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問や悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

**募集要項** 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。  
(質問を100字以内でまとめて下さい)  
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp クリック  
ファクス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。 問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

教えて税理士さん!



## あなたの撮った写真

## あなたの趣味に関する記事も募集しています

### 募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

### 募集規定

#### 写真

2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)

#### 記事(文書)

200～400字程度  
原稿用紙でもワードでも可

#### 応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6  
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

### 募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

## 杉山愛法人会ポスター使用期限のご案内

法人会のイメージキャラクターを「杉山愛」さんが7年間務めましたが、平成29年7月末をもって契約が終了となりました。杉山愛さんの法人会ポスター等については、撤去をお願いします。

公益社団法人東村山法人会報[252号] 平成29年8月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会  
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654  
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp  
制作：株式会社 国栄

禁無断転載